

総社市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第80号

総社市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

総社市国民健康保険税条例施行規則（平成17年総社市規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<u>様式第2号（第2条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第2号（第2条関係）</u> 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現に保有する様式は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

